

水道企業団規約の制定に係る協議の結果について

1 要旨・目的

広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の設立にあたり、地方自治法第284条第3項に基づき、水道企業団規約（以下「規約」という。）の制定について、構成団体（14市町*と県）で協議し、合意した。

〔※竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町〕

2 現状・背景

- 令和4年7月、構成団体で構成する「広島県水道企業団設立準備協議会」（会長：知事 事務局：県企業局 以下「協議会」という。）において、広島県水道企業団事業計画及び規約（案）を取りまとめた。
- 地方自治法第291条の11に基づき、各構成団体は、9月議会に規約（案）のとおり規約を制定することについて、構成団体で協議する議案を上程し、すべての議会で議決を得た。

3 協議結果

構成団体で書面により規約の制定について協議を行い、9月議会で議決を得た内容で、異議なく、10月3日付けで合意した。

4 今後の取組

総務大臣に対し、10月4日付けで水道企業団の設立許可申請を行った。引き続き、令和5年4月の事業開始に向け、必要な準備を着実に進める。

【参考】スケジュール

R3年度	R4年度	R5年度
第1回協議会 基本協定締結 (4月26日)	第2回協議会 (11月29日)	第3回協議会 (2月7日)
	第4回協議会 事業計画・規約(案) (7月25日)	14市町・県議会 水道企業団設立議決 (9月)
	14市町・県協議 規約の制定 (10月3日)	水道企業団設立許可申請(総務省) (10月4日)
	水道企業団設立	14市町・県議会 水道企業団議会議員選出
		水道企業団議会 条例・R5予算の議決
		水道事業認可申請・認可(厚労省)
		事業開始